

## 大学院博士課程の設置に関する専門部会設置要項

平成29年4月27日  
京阪奈三教育大学  
連携推進協議会決定

## (設置)

第1条 京阪奈三教育大学連携推進協議会設置要項第8条の定めるところにより、大学院博士課程の設置に関する専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、京阪奈三教育大学が連携して検討を行う。

## (協議事項)

第2条 専門部会は、大学院博士課程の設置に関する課題等について検討する。

## (組織)

第3条 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 京都教育大学副学長 1名
- 二 大阪教育大学副学長 1名
- 三 奈良教育大学副学長 1名
- 四 各大学が推薦する教職員 若干名

2 前項第四号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

## (部会長)

第4条 専門部会に部会長を置き、京阪奈三教育大学連携推進協議会議長をもって充てる。

2 部会長は、専門部会を招集し議長となる。

## (代理出席)

第5条 専門部会は、第3条第1項第一号から第四号の委員の代理として当該大学の学長が指名した者の出席を認めることができる。

## (委員以外の出席)

第6条 専門部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務の処理)

第7条 専門部会に関する事務は、京阪奈三教育大学連携推進協議会議長大学において処理する。

## (雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、京阪奈三教育大学連携推進協議会が定める。

## 附 則

この要項は、平成29年4月27日から施行する。

## 京阪奈三教育大学の事務局機能に関する専門部会設置要項

### 第1 趣旨

京阪奈三教育大学連携推進協議会設置要項第2条第8号及び第8条の定めるところにより、専門部会として「事務局機能に関する専門部会」を設置する。本専門部会は、最近の国立大学法人をめぐる議論・状況を踏まえ、京都教育大学、大阪教育大学及び奈良教育大学の各事務局の連携協力による共通業務の合理化・効率化等について検討を行う。

### 第2 構成

- (1) 専門部会は、各大学事務局長をもって組織する。
- (2) 前号に掲げる者のほか、必要に応じ関係部課長を構成員に加えることができる。

### 第3 作業チーム

- (1) 専門部会に作業チームを置き、専門部会が推薦する関係部課長等をもって組織する。
- (2) 作業チームは、本件に関する実質的な検討を行い、専門部会に報告する。

### 第4 事務

専門部会の事務は、その開催の都度、別に定める。

#### 附 則

本要項は、平成22年11月11日から施行する。

#### 附 則

この要項は、平成29年5月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 京阪奈三教育大学連携推進協議会設置要項

## (設置)

第1条 京都教育大学，大阪教育大学及び奈良教育大学の三大学は，連携協力して教育の質保証を実現するとともに中期計画に沿った事業を円滑に実施するため，京阪奈三教育大学連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は，三教育大学の連携協力に関する次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 教員養成教育の充実に関すること。
- 二 教養教育に関すること。
- 三 教育内容及び教材等の開発研究に関すること。
- 四 学生主体のセミナーに関すること。
- 五 教員就職対策に関すること。
- 六 現職教員の研修の高度化に関すること。
- 七 年度計画の素案に関すること。
- 八 その他連携協力に関する事項に関し必要なこと。

## (組織)

第3条 協議会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 京都教育大学副学長 1名
- 二 大阪教育大学副学長 1名
- 三 奈良教育大学副学長 1名
- 四 京都教育大学長が推薦する者 若干名
- 五 大阪教育大学長が推薦する者 若干名
- 六 奈良教育大学長が推薦する者 若干名

## (任期)

第4条 前条第四号から第六号に掲げる委員の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

## (議長)

第5条 協議会に議長を置く。

- 2 議長は，各年度において，委員の互選により選出する。

## (副議長)

第6条 協議会は，必要に応じて，議長を補佐する者として，副議長を置くことができる。

- 2 副議長に関して，必要な事項は，協議会が別に定める。

(協議会)

第7条 協議会は、必要に応じ議長が招集する。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、協議会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(各学長への報告)

第10条 協議会での協議・実施事項は、三大学の学長に報告する。

(事務の処理)

第11条 協議会に関する事務は、議長として選出された大学において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成22年6月17日から施行する。
- 2 この要項施行後、第3条に基づく最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成29年3月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 教員養成・研修高度化事業推進部会設置要項

平成 25 年 6 月 3 日

京 阪 奈 三 教 育 大 学

連 携 推 進 協 議 会 決 定

## (設置)

第 1 条 京阪奈三教育大学連携推進協議会設置要項第 8 条の定めるところにより、教員養成高度化と教職生活全体を通じた学びを継続的に支援するシステムをリージョナル・レベル（京阪奈地域）においてモデル構築するため、三教育大学に設置する「教員養成高度化連携拠点」（京都教育大学は「教職キャリア高度化センター」、大阪教育大学は「教員養成高度化センター」、奈良教育大学は「次世代教員養成センター」を指し、以下「連携拠点」という。）間の連携、調整及び事業の推進を目的として、教員養成・研修高度化事業推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第 2 条 推進部会は、連携拠点における教員養成・研修高度化事業の推進方策について協議する。

## (組織)

第 3 条 推進部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 京阪奈三教育大学連携推進協議会議長
- 二 教職キャリア高度化センター長
- 三 教員養成高度化センター長
- 四 次世代教員養成センター長
- 五 各大学が推薦する教職員 各 2 名

2 前項第五号に掲げる委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

## (部会長)

第 4 条 推進部会に部会長を置き、京阪奈三教育大学連携推進協議会議長をもって充てる。

2 部会長は、推進部会を招集し議長となる。

## (代理出席)

第 5 条 推進部会は、第 3 条第 1 項第二号から第五号の委員の代理として当該大学の学長が指名した者の出席を認めることができる。

## (委員以外の出席)

第 6 条 推進部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務の処理)

第 7 条 推進部会に関する事務は、京阪奈三教育大学連携推進協議会議長大学において処理する。

## (雑則)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は、京阪奈三教育大学連携推進協議会が定める。

## 附 則

1 この要項は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。

2 第 3 条第 1 項第二号から第四号に掲げる委員は、連携拠点が設置されるまでの間、当該連携拠点を置くこととなる大学の学長が指名した者をもって充てることとする。

## 京阪奈三教育大学連携事業に関わる連携協力者一覧

平成29年4月現在

| 所管   | 活動組織                             | 事業等の名称                              | 連携協力者        |                |                |
|------|----------------------------------|-------------------------------------|--------------|----------------|----------------|
|      |                                  |                                     | 京都教育大学       | 大阪教育大学         | 奈良教育大学         |
| 京都教育 | 教職キャリア高度化センター                    | 修士レベル対応学修プログラムの共同開発                 | 植山 俊宏        | 木原 俊行          | 伊藤 剛和<br>河崎 智恵 |
| 大阪教育 | 教員養成高度化センター                      | 博士人材向け教員能力開発プログラムの共同開発              | 谷口 和成        | 片桐 昌直          | 常田 琢           |
|      |                                  | 博士養成モデルプログラムの共同開発                   | 湯川 夏子        | 富田 福代          | 板橋 孝幸          |
| 奈良教育 | 次世代教員養成センター                      | 双方向遠隔授業を取り入れた教育課程の連携                | 太田 耕人        | 岡本 幾子<br>佐藤 隆士 | 宮下 俊也          |
|      |                                  | 『教員のICT活用指導力向上』のためのモデルプログラムの共同開発と実施 | 多田 知正        | 佐藤 隆士          | 伊藤 剛和          |
|      |                                  | スクールサポータ等・教育支援人材認証制度の共有             | 西井 薫         | 森 実            | 岩本 廣美          |
| 当番大学 | 連携推進協議会 双方向遠隔授業システムに関するワーキンググループ |                                     | 副学長・教務課長等で構成 |                |                |